

平成25年第2回安堵町議会定例会会議録

(第1日)

日時 平成25年6月5日(水) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番 森 田 瞳
3 番 植 田 英 和
5 番 島 田 正 芳
7 番 松 本 正 弘
9 番 田 中 幹 男

2 番 浅 野 勉
4 番 中 本 幸 一
6 番 松 田 和 代
8 番 山 岡 敏
10 番 福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成 瀬 博 書記 吉 川 明 宏

5 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 西 本 安 博

副 町 長 北 田 秀 章

教 育 長 楮 山 素 伸

理事(総務部門) 寺 前 高 見

理事(民生部門) 磯 部 あさみ

理事(事業部門) 北 門 康 幸

会 計 管 理 者 喜 多 君美代

総合政策課長 堀 川 雅 央

総 務 課 長 近 藤 善 敬

税 務 課 長 中 野 彰 宏

住 民 課 長 堀 口 善 友

健康福祉課長 (民生部門理事兼務)

人権同和対策課長 (欠 席)

産業建設課長 古 川 秀 彦

上下水道課長 (事業部門理事兼務)

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号：平成 24 年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 4 報告第 2 号：平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 5 報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて
(平成 25 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第 1 号)について)

日程第 6 報告第 4 号：専決処分の承認を求めることについて
(平成 25 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第 1 号)について)

日程第 7 議案第 1 号：人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 8 議案第 2 号：安堵町税条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 3 号：平成 25 年度安堵町一般会計補正予算(補正第 1 号)について

日程第 10 議案第 4 号：平成 25 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算(補正第 1 号)について

日程第 11 議案第 5 号：平成 25 年度安堵町水道事業会計補正予算(補正第 1 号)について

開 会 午前 10 時

議長（山岡 敏） おはようございます。

只今の出席議員 10 名です。

定足数に達していますので、平成 25 年第 2 回安堵町議会定例会を開会します。

会議を開く前に、説明員の人権同和対策課の大星課長が病気のため欠席の報告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（山岡 敏） 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本安博） はい。

議長（山岡 敏） 西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さんおはようございます。

平成 25 年度第 2 回定例会を招集いたしましたところ、皆様方におかれましては、時節柄大変お忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。

近畿地方では例年より 10 日早く梅雨入りとなりました。夏の気配を感じる中、今ちょうど田植えの時期でございます。緑の空間がまばゆく自然の豊かな町内では、日常的に四季の変化や自然を楽しめるところでございます。

一方、関西電力株式会社によりますと、今年の夏の需給電力は、最大平均需要想定量に対し、予備率 3%の供給量を確保できる見通しではありますが、気温の上昇による需給電力の急増、発電所のトラブル等により、電力が逼迫することも想定されることから、今年も、節電・省エネの協力依頼がございました。

役場、町施設におきましても、今年も節電対策に取り組む所存でございます。議員皆様方におかれましても、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

さて、地域公共交通事業として、誰でも利用できる町コミュニティバスの運行開始から 1 年が経過しました。平成 24 年度中の利用者は 8,361 人であり、住民だけでなく町外からの来訪者の移動手段として、なお一層活用していただけるよう、運営にも努力をしております。

また、昨年7月に部分開通した大和まほろばスマートインターチェンジの大阪方面出入口の工事が、今年度末の完成を目指して着々と進められています。これにより、安堵町へのアクセスが格別に向上するとともに、年内の大型商業施設のオープンもあり、活気のあ
る町へと発展するものと期待しているところでございます。

また、防災面では、緊急エリアメールの発信テストを実施いたしました。

町といたしましても、住民の安全・安心に資するため、正確な情報伝達に更に努めてまいりたいと考えているところでございます。

さて、本日提案させていただきます案件は、繰越明許費繰越計算書についての報告が2件、平成25年度補正予算の専決処分の報告が2件、次に人事案件が1件、条例の一部改正が1件、平成25年度補正予算案件が3件の合計9件でございます。

それでは順を追って説明をいたします。

まず報告第1号：平成24年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

これにつきましては、3月定例議会におきまして、平成24年度から平成25年度への繰越明許費として議決をいただいたものについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものでございます。

農業水利施設点検調査のための震災対策農業水利施設整備事業、大和川右岸線整備等のための社会資本整備総合交付金事業、下水道事業特別会計への繰出金、安堵中学校給食施設の設計・調査のための事業の4件で、翌年度繰越額は、合計8,544万4千円でございます。

次に報告第2号：平成24年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

これにつきましても、3月定例議会におきまして繰越明許費として議決をいただいたものについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

翌年度繰越額は、流域下水道事業66万7千円でございます。

次に報告第3号：専決処分の承認を求めることについて（平成25年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）でございます。

今回の補正につきましては、平成23年度に続き、平成24年度におきましても、黒字決算となりましたが、平成23年度に繰上充用したため、差額を補正するものでございます。

平成24年度の決算を行う関係上、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成25年度の歳入をもって前年度繰上充用金として増額補正を5月30日に専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

報告第4号：専決処分の承認を求めることについて（平成25年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）でございます。

これにつきましては、平成24年度決算において、歳入に不足が生じたため、平成24年度の決算を行う関係上、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成25年度の歳入をもって前年度繰上充用金として増額補正を5月30日に専決処分いたしましたので、

報告するものでございます。

次に議案第1号：人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員、桑原眞代氏が、平成25年9月30日をもって、任期満了となりますので、桑原眞代氏を継続して人権擁護委員として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

次に議案第2号：安堵町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

本改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、安堵町税条例について所要の改正を行うものでございます。

次に議案第3号でございます。

平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）についてでございます。

今回の補正は、479万3千円の増額補正でございます。

補正内容でございますが、下水道事業特別会計の財源更正に伴う繰出金の減額、そして防災情報通信設備Jーアラートの整備事業に関わる増額でございます。

次に議案第4号：平成25年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）についてでございます。

これにつきましては、財源更正で、公共下水道事業債の増額に伴い一般会計からの繰入金金を減額するものでございます。

次に議案第5号：平成25年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第1号）についてでございます。

今回の補正は、今年度の人事異動に伴い、正規職員の配置による人件費の増額を行うものでございます。

以上、大筋について説明をいたしましたが、細部につきましては、その都度担当課長より説明をさせますので、御審議願ひまして、御承認、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（山岡 敏） 本日の議事日程は、お手許に配付しておるとおりでございます。

議長（山岡 敏） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番、松田 和代 議員と、7番、松本 正弘 議員を指名します。

議長（山岡 敏） 日程第2：「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会議の会期は、本日から14日までの10日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から14日までの10日間とすることに決定いたしました。

議長(山岡 敏) 日程第3 報告第1号:「平成24年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(堀川雅央) はい、議長。

議長(山岡 敏) 堀川総合政策課長。

(堀川総合政策課長 登壇)

総合政策課長(堀川雅央) おはようございます。

総合政策課の堀川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは報告第1号、平成24年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明させていただきます。

先の3月議会におきまして、平成24年度から平成25年度への繰越明許費を御承認いただきました。これらの明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し議会に御報告するものでございます。

なお、事業内容につきましては3月議会で御説明させていただきましたので割愛し、財源内訳のみを説明させていただきます。

それでは2枚目の平成24年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。

款5. 農林水産業費、項1. 農業費、事業名 震災対策農業水利施設整備事業。

金額、これは、3月議会におきまして御承認いただきました翌年度に繰り越して使用できる限度額でございます。以後は金額と説明させていただきます。

金額 66万円、翌年度繰越額 66万円。この財源内訳といたしまして、全額県支出金をもって充てさせていただきます。

款7. 土木費、項2. 道路橋梁費、事業名 社会資本整備総合交付金事業。

金額 8,330万円、翌年度繰越額 7,689万6千円。財源内訳といたしまして、国庫支出金 4,557万6千円、町債 2,970万円、残り 162万円を一般財源をもって充てさせていただきます。

款 7. 土木費、項 3. 都市計画費、事業名 下水道事業特別会計繰出金。

金額 10 万円、翌年度繰越額 6 万 7 千円。財源内訳といたしまして、全額一般財源をもって充てさせていただきます。

款 9. 教育費、項 1. 教育総務費、事業名 中学校給食施設整備事業。

金額 782 万 1 千円、翌年度繰越額 782 万 1 千円。

財源内訳といたしまして、町債 580 万円、残り 202 万 1 千円を一般財源をもって充てさせていただきます。

合計といたしまして、金額 9,188 万 1 千円、翌年度繰越額 8,544 万 4 千円。

財源内訳といたしまして、国庫支出金 4,557 万 6 千円、県支出金 66 万円、町債 3,550 万円、残り 370 万 8 千円を一般財源をもって充てさせていただきます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

報告第 1 号：平成 24 年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成 25 年 6 月 5 日報告

安堵町長 西 本 安 博

次の繰越計算書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上のとおり、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、御報告いたします。

議長（山岡 敏） これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） ただ今議題となっております報告第 1 号については、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告されたものであります、御了承願います。

議長（山岡 敏） 日程第 4 報告第 2 号：「平成 24 年度安堵町下水道業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

事業部門理事（北門康幸） はい、議長。

議長（山岡 敏） 北門理事。

（北門事業部門理事 登壇）

事業部門理事（北門康幸） おはようございます。北門でございます。

それでは報告第2号、平成24年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明させていただきます。

先の3月議会におきまして議決をいただきました、平成24年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、今回の議会におきまして報告を行うものでございます。

内容といたしましては、県の流域下水道事業の建設負担金の繰越明許費に係る歳出予算の経費の内訳等についてでございます。

それでは報告第2号を朗読させていただきます。

報告第2号：平成24年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、平成24年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成25年6月5日報告

安堵町長 西 本 安 博

次のページを御覧ください。

平成24年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款1. 下水道事業、項2. 下水道建設費、事業名 2. 流域下水道事業費

金額 120万円、翌年度繰越額 66万7千円。左の財源内訳といたしまして、町債 60万円、一般財源 6万7千円。合計につきましても同額でございます。

以上、報告させていただきます。

議長（山岡 敏） これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑はありますか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） ただ今議題となっております報告第2号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告されたものであり、御了承願います。

議長（山岡 敏） 日程第5 報告第3号：「専決処分の承認を求めることについて（平成25年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）」を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（山岡 敏） 堀口住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） おはようございます。

それでは報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号））につきまして御説明申し上げます。

まず、平成24年度におきます国民健康保険制度の運営でございますが、保険税の徴収体制の強化に伴う夜間徴収、休日徴収等の収納努力が大きな要因として、その結果、平成24年度単年度におきましては362万1,935円の黒字を計上することができました。

しかしながら、過去よりの累積赤字がございますので、その累積赤字分から今回の黒字分を差し引いた額を今回、前年度繰上充用金の制度を用いて予算の補正を行うものでございます。

なお、今回の補正につきましては、出納閉鎖をもって金額が確定いたしましたので、やむなく専決処分とさせていただきます。御了承方よろしくお願い申し上げます。

それでは補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書7ページを御覧ください。

歳出でございますが、款11. 前年度繰上充用金、項1. 前年度繰上充用金、目1. 前年度繰上充用金。補正前の額0円、補正額3,769万9千円でございます。

次に6ページにお戻りください。

歳入でございますが、款8. 諸収入、項1. 雑入、目2. 歳入欠かん補てん収入。

補正前の額0円、補正額3,769万9千円でございます。

それでは報告第3号につきまして朗読させていただきます。

報告第3号：専決処分の承認を求めることについて（平成25年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成25年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成25年6月5日報告

安堵町長 西 本 安 博

次のページを御覧ください。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成25年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成25年度5月30日専決

安堵町長 西本 安博

続いて1ページを御覧ください。

平成25年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）

平成25年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,769万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,869万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年5月30日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

次のページを御覧ください。

2ページでございます。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部でございます。

款8. 諸収入、項1. 雑入

補正前の額1,666万3千円、補正額3,769万9千円、計5,436万2千円でございます。

続きまして3ページ、歳出の部でございます。

款11. 前年度繰上充用金、項1. 前年度繰上充用金

補正前の額0円、補正額3,769万9千円、計3,769万9千円でございます。

以下の事項別明細書につきましては、今の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議長（山岡 敏） これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑ありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論ありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより報告第3号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（山岡 敏） 挙手全員でございます。

よって、報告第3号は承認することに決定いたしました。

議長（山岡 敏） 日程第6 報告第4号：「専決処分の承認を求めることについて（平成25年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

事業部門理事（北門康幸） はい、議長。

議長（山岡 敏） 北門理事。

（北門事業部門理事 登壇）

事業部門理事（北門康幸） それでは報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）説明させていただきます。

本補正につきましては、平成24年度におきまして、資金等の改修には鋭意努力をいたしておりますが、歳入欠損が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成25年度予算に繰上充用金として予算計上するものでございます。

なお、出納閉鎖期間が5月31日となっていることにより、専決処分とさせていただきました。

詳細につきましては、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書7ページを御覧ください。

歳出

款3. 前年度繰上充用金、項1. 前年度繰上充用金、目1. 前年度繰上充用金で、平成

24 年度補充するための費用 2,293 万 8 千円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、1 ページ戻っていただきまして。

歳入

款 2. 諸収入、項 2. 雑入、目 1. 歳入欠かん補てん収入を充てさせていただきました。

それでは報告書を朗読させていただきます。

報告第 4 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 1 号）について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成 25 年 6 月 5 日提出（※正しくは報告）

安堵町長 西 本 安 博

次のページを御覧ください。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 25 年 5 月 30 日専決

安堵町長 西 本 安 博

補正予算書の 1 ページ御覧ください。

平成 25 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 1 号）

平成 25 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,293 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,546 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 5 月 30 日専決

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

次の 2 ページ御覧ください。

第一表 歳入歳出予算補正を朗読させていただきます。

款 2. 諸収入、項 1. 雑入

補正前の額 0 円、補正額 2,293 万 8 千円、計 2,293 万 8 千円。

歳入合計といたしまして、

補正前の額 252 万 5 千円、補正額 2,293 万 8 千円、歳入合計 2,546 万 3 千円。

続きまして 3 ページを御覧ください

歳出

款 3. 前年度繰上充用金、項 1. 前年度繰上充用金

補正前の額 0 円、補正額 2,293 万 8 千円、計 2,293 万 8 千円。

歳出合計といたしまして、

補正前の額 252 万 5 千円、補正額 2,293 万 8 千円、歳出合計 2,546 万 3 千円。

なお、次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほど説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（山岡 敏） これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑ありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより報告第 4 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（山岡 敏） 挙手全員でございます。

よって、報告第 4 号は承認することに決定いたしました。

議長（山岡 敏） 日程第 7 議案第 1 号：「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより本案に対し採決します。
この採決は、起立によって行います。
人権擁護委員の推薦について「適任」であることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） 起立全員でございます。
よって、人権擁護委員の推薦については適任であることに決定いたしました。

議長（山岡 敏） 日程第 8 議案第 2 号：「安堵町税条例の一部を改正する条例について」を
議題といたします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

税務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（山岡 敏） 中野税務課長。

（中野税務課長 登壇）

税務課長（中野彰宏） おはようございます。
議案第 2 号、安堵町税条例の一部を改正する条例についてを御説明させていただきます。
本改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）が、
平成 25 年 3 月 30 日公布されたことによりまして、本条例において引用条文の整備を行う
ものでございます。
新旧対照表を御覧ください。
5 枚目となります。6 ページ、申し訳ないです。よろしいでしょうか。
まず、寄附金税額控除といたしまして、第 34 条の 7 第 2 項についてでございますが。
ふるさと寄附金控除の取扱いにつきまして、平成 26 年度から平成 50 年度までの各年度
分の個人住民税につきまして、特例控除額の算定に用います所得税率に復興特別所得税率、

所得税の2.1%を加算する所要の読替え規定を整備するものでございます。

附則第3条の2、延滞金の割合等の特例についてでございますが。

これにつきまして第52条を削り、第52条の関係を第2項で規定を設け、延滞金等の率を見直す条文整備でございます。国税に係ります延滞税・利子税・還付加算金につきまして、現在の低金利の状況に鑑み引き下げられることに合わせて、地方税においても延滞金・還付加算金の利率を引き下げるものでございます。

具体的には、納付期限後1か月の間は、特例で年4.3%の割合が、特例で年3%に。納付期限後1か月経過した後につきましては、年14.6%の割合が、特例で年9.3%に。還付加算金につきましては、特例で年4.3%の割合が、特例で年2%に引き下げられるものでございます。なお、この率につきましては、財務大臣の告示する貸し出しや平均金利が変動する場合がございますので、今後、変動する場合がございます。

2ページ目をお願いします。

附則第4条、これにつきましては、前条の条文整備により整備するものでございます。

3ページ下段。

附則第4条の2につきましては、引用条文の項ずれによりますものでございます。

附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除につきましては、消費税の税率が来年、平成26年4月1日引き上げられることに関しまして、影響を緩和する観点から、所得税から控除しきれなかった額を、個人住民税において控除限度額内の範囲内で控除できる措置を、居住する年を平成29年12月31日まで4年間を延長するものでございます。また、限度額につきましても平成26年4月1日以降の入居者につきましては、控除限度額を現行所得税の課税所得額の5%を7%に拡充するものでございます。これによる減収額につきましては、全額、国費負担でされるものでございます。

次のページをお願いします。

附則第7条の4につきましては読替え規定を行うものでございます。

第17条の2につきましては、引用条文の整備によるものでございます。

第22条の2につきましては、東日本大震災に係る居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、譲渡期限3年を7年に延長する特例の対象者を拡大するものでございまして、第1項につきましては引用条文の整備に伴い整備をいたし、同条第2項を第3項にずらしまして、第2項を新たに追加し、滅失した家屋に居住していた相続人につきましても、この居住用財産を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けることができるというものでございます。

7ページをお願いします。

附則第23条、これにつきましては読替えの規定及び引用条文等の項ずれによるものでございます。

議案書の方に戻っていただきまして、5ページをお願いします。

施行期日につきましてですけれども、施行期日につきましては平成26年1月1日。ただし、附則第7条の3の2及び附則第23条につきましては、平成27年1月1日となりま

す。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第2号：安堵町税条例の一部を改正する条例について

安堵町税条例（昭和29年安堵村条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年6月5日提出

安堵町長 西 本 安 博

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑ありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論ありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第2号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） 起立全員でございます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 日程第9 議案第3号：「平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長、登壇）

総合政策課長（堀川雅央） 失礼します。

それでは平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について御説明させていただきます。

本補正につきましては、国の防災情報通信整備事業交付金を活用し、全国瞬時警告システムJ-アラートで受信した警告内容を住民へ広く、迅速に伝達できる情報伝達手段を整備するための機器を購入する費用の増額並びに下水道事業特別会計における起債限度額の引き上げによる財源更正のため、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。これらによりまして479万3千円の増加となり、歳入歳出予算総額は30億179万3千円とさせていただきます。

それでは詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書7ページをお願いいたします。

款7. 土木費、項3. 都市計画費、目2. 下水道費におきまして240万円の減額。これは下水道事業特別会計におきまして、公共下水道事業債の借入限度額が240万円増額となり、この分を追加起債することとなりました。これにより一般会計からの繰入金を減額し、財源更正をさせていただきます。このことにより一般会計側におきましても、下水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

この財源につきましては1ページ戻っていただきまして、6ページ下段をお願いいたします。

款17. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金で240万円減額することにより調整させていただきます。

次に7ページに戻っていただきまして。

款8. 消防費、項1. 消防費、目1. 非常備消防費で719万3千円の増額。

これは、全国瞬時警告システムJ-アラートで受信した警告内容を自動的にエリアメール等により情報伝達するための機器を購入するため、増額補正するものでございます。

この財源につきましては1ページ戻っていただきまして、6ページ上段をお願いいたします。

款13. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目5. 消防費国庫補助金を全額充てさせていただきます。これらにより、歳入歳出それぞれ479万3千円の増額補正。歳入歳出予算の総額といたしましては30億179万3千円となります。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第3号：平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定に基づき、平成２５年度安堵町一般会計補正予算（補正第１号）を別紙のとおり提出する。

平成２５年６月５日提出

安堵町長 西 本 安 博

補正予算書１ページをお願いいたします。

議案第３号：平成２５年度安堵町一般会計補正予算（補正第１号）

平成２５年度安堵町一般会計補正予算（補正第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４７９万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０億１７９万３千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成２５年６月５日提出

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

２ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部

款 13. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金

補正前の額 ５,009 万 6 千円、補正額 719 万 3 千円、計 5,728 万 9 千円。

款 17. 繰越金、項 1. 繰越金

補正前の額 １億 3,945 万 6 千円、補正額 マイナス 240 万円、計 １億 3,705 万 6 千円。

歳入合計

補正前の額 29 億 9,700 万円、補正額 479 万 3 千円、計 30 億 179 万 3 千円。

３ページをお願いいたします。

歳出の部

款 7. 土木費、項 3. 都市計画費

補正前の額 １億 1,023 万 5 千円、補正額 マイナス 240 万円、計 １億 783 万 5 千円。

款 8. 消防費、項 1. 消防費

補正前の額 １億 1,847 万 1 千円、補正額 719 万 3 千円、計 １億 2,566 万 4 千円。

歳出合計

29 億 9,700 万円、あ、すいません。補正前の額 29 億 9,700 万円、補正額 479 万 3 千円、計 30 億 179 万 3 千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御可決のほど、よろしくお願いします。

議長（山岡 敏） これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑ありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。
討論ありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第 3 号について採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） 起立者全員でございます。
よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 日程第 10 議案第 4 号：「平成 25 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）について」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

事業部門理事（北門康幸） はい、議長。

議長（山岡 敏） 北門理事。

（北門事業部門理事、登壇）

事業部門理事（北門康幸） それでは議案第 4 号，平成 25 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）について御説明させていただきます。

先ほど、堀川総合政策課長が説明いたしました、議案第 3 号と関連しております。

それでは議案書の 7 ページを御覧ください。

今回の補正内容でございますが、款 4. 繰入金、一般会計繰入金 240 万円の減額補正であります。これにつきましては、公共下水道事業の起債償還元金に係る公共下水道事業債特別措置分として 240 万円の起債同意が得られましたので、本年度の起債償還元金 9,179

万 6 千円の財源といたします。それに伴いまして一般会計からの繰入金は、起債額の増額によりまして 240 万円を減額する財源更正でございます。したがって、歳入歳出予算の総額につきましては増減はございません。

それでは議案第 4 号を朗読させていただきます。

議案第 4 号：平成 25 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり提出する。

平成 25 年 6 月 5 日提出

安堵町長 西 本 安 博

予算書の 1 ページを御覧ください。

議案第 4 号：平成 25 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）

平成 25 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

平成 25 年 6 月 5 日提出

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

続いて 2 ページを御覧ください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 4. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金

補正前の額 1 億 506 万 4 千円、補正額 マイナス 240 万円、計 1 億 266 万 4 千円。

款 6. 町債、項 1. 町債

補正前の額 6,960 万円、補正額 240 万円、計 7,200 万円。

歳入合計

補正前の額 2 億 6,130 万円、補正額 0 円、計 2 億 6,130 万円です。

次の 3 ページ御覧ください。

歳出

款 2. 公債費、項 1. 公債費

補正前の額 1 億 4,234 万 6 千円、補正額 0 円、計 1 億 4,234 万 6 千円。

歳出合計

補正前の額 2 億 6,130 万円、補正額 0 円、計 2 億 6,130 万円でございます。

続きまして 4 ページ御覧ください。

第二表 地方債補正

起債の目的 公共下水道事業、補正前限度額 1,320 万円、補正後限度額 1,560 万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前、補正後ともに変更ございません。

5 ページ以降の事項別明細書につきましては、重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（山岡 敏） これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第 4 号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） 起立全員でございます。

よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 日程第 11 議案第 5 号：「平成 25 年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第 1 号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

事業部門理事（北門康幸） はい、議長。

議長（山岡 敏） 北門理事。

(北門事業部門理事、登壇)

事業部門理事(北門康幸) それでは議案第5号、平成25年度安堵町水道事業会計補正予算(補正第1号)について提案理由を説明させていただきます。

今回の補正につきましては、今年度の人事異動による人件費 231 万円の増額補正でございます。今回の異動により、当初予算において、正規職員の人件費を計上していなかったために、予算不足が生じたので、今回、補正をさせていただくものであります。

それでは資料の5ページ御覧ください。

3. 平成25年度安堵町水道事業会計補正予算事項別明細書 収益的収入及び支出の部でございます。

款1. 水道事業、項1. 営業費用、目1. 原水及び浄水費、補正予定額 マイナス 322 万 3 千円。また、目4. 総係費、補正予定額 553 万 3 千円。支出合計いたしますと 231 万円の増額補正をさせていただくものであります。

収入につきましては、当初予算では、収入額が支出額より多くなっておりますので、補正はいたしません。

それでは予算書を朗読させていただきます。

議案第5号：平成25年度安堵町水道事業会計補正予算(補正第1号)について

平成25年度安堵町水道事業会計補正予算(補正第1号)を別紙のとおり提出する。

平成25年6月5日提出

安堵町長 西本 安博

続きまして予算書の1ページを御覧ください。

議案第5号：平成25年度安堵町水道事業会計補正予算(補正第1号)

(総 則)

第1条 平成25年度安堵町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成25年度安堵町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、支出の予定額を次のとおり補正する。

支出科目第1款 水道事業費用

既決予定額 1億6,610万円、補正予定額 231万円、計 1億6,841万円。

科目第1項 営業費用

既決予定額 1億5,774万円、補正予定額 231万円、計 1億6,005万円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 平成25年度安堵町水道事業会計予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目1、職員給与費

既決予定額 1,815 万円、補正予定額 231 万円、計 2,046 万円。

平成 25 年 6 月 5 日提出

安堵町長 西 本 安 博

次ページ以降につきましては重複いたしますので、割愛させていただきます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（山岡 敏） これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第 5 号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） 起立者全員でございます。

よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） それでは、お手許に配付しています会期日程を御覧下さい。

議長（山岡 敏） 議会運営委員会は、11 日、火曜日、午前 10 時からです。

議長（山岡 敏） 次回の本会議は 14 日、金曜日の午前 10 時からですので、よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日は、これで散会します。

散 会

午前11時05分
